

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための名古屋市からのお願い

保育所・認定こども園・地域型保育事業所は、新型コロナウイルス感染症が施設で発生した場合を除き、開所することとしており、保育が必要な場合は、登園していただくことができます。

しかし、感染の防止のため、以下のことをお願いいたします。

できる限り、ご家庭での保育にご協力下さい

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、ご家庭での保育が可能な場合には、できる限り登園（休日保育の利用を含む）を控えていただくようお願いいたします。
- 登園を控えていただいた場合、日割り計算により、登園を控えていただいた日数分の利用者負担額（保育料）について、減額いたします。
 - ※一旦月額全額を納めていただいた後、減額分について、翌々月分以降の利用者負担額（保育料）との調整（差引処理）を行う方法を検討しています。
 - ※利用者負担額（保育料）の減額の手続きにつきましては、別途、利用施設・事業所を通じ、ご案内いたします。
- 感染を拡大させないために、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※この取扱いの対象期間は5月6日までとし、変更の際には、改めてお知らせいたします。